

(3) 認知症高齢者支援（認知症ケア）対策の推進

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするために、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。

地域密着型サービス等、認知症に対応した介護保険サービスにより、認知症ケアの推進に努めます。

また、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもりの防止や知的な活動等を促進し、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中の予防に努めます。

さらに、認知症を早期に発見して速やかに対応するために、行政、医療、福祉関係者の連携の下、家族会やボランティアグループが行う活動を支援する等の取り組みを推進するなど、介護者を含め地域住民への普及啓発に努め、受け皿となるサービス基盤の整備、地域における見守りのネットワークの構築など地域支援体制の整備に努めます。

○目標3 入所施設の整備

施策Ⅵ 施設介護サービス基盤の整備

在宅で生活することが困難な高齢者が安心して入所できる施設については、圏域の施設整備の状況や保険料とのバランスなども勘案し、住み慣れた地域内での必要な整備を検討します。

(1) 重度者に対する入所施設の整備

常時介護を必要とする高齢者が自宅等で暮らすことが困難になった場合のために、地域における既存施設の整備状況を十分に踏まえた上で、民間活力を生かした小規模特別養護老人ホーム等の入所施設整備の促進を検討します。また、療養病床の実態を把握し、医療の必要性により医療、介護の給付の適正化につながるよう、療養病床転換計画を反映するとともに、事業者の情報を収集し、転換に伴う利用者の不安解消に努めます。

施策Ⅶ 施設介護サービスの質的向上

介護サービスについては、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要があります。介護従事者及び介護支援専門員の資質の向上にかかわっていくほか、市に指定権限がある地域密着型サービス事業者の指導等により、介護サービスの質的向上を目指します。また、ユニットケアの必要性を理解し、入所者の処遇改善に努めます。

(1) 介護従事者の研修体制の整備（再掲）

介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のための研修の実施について事業所の啓発や情報提供に努めます。

(2) 介護支援専門員の資質の向上（再掲）

介護保険制度の円滑な運営のためには、制度の要である介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上に取り組むことが必要ですので、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャーの支援体制の整備を図ります。

(3) 地域密着型サービス事業者の指導監督（再掲）

地域密着型サービス事業者の実地指導、監査のほか、事業者の選定、指定更新、運営推進委員会など、様々な機会をとらえて実態を把握し、適正なサービスの提供を確保するよう、指導監督していきます。

(4) 介護保険制度の円滑な運営（再掲）

介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化や、制度の周知に努め、低所得者への配慮や苦情処理体制の整備など、利用者保護の立場に立った施策を推進します。

(5) ユニットケアの推進等

施設介護サービスについては、これまでの集団処遇的なサービス提供のあり方を見直し、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援します。

また、特別養護老人ホーム等については、できる限り家庭に近い居住環境の下で一人ひとりの生活のリズムを大切にしたケアを提供するため、ユニット型施設の整備の促進を図ることが必要です。ただし、ユニット型施設は居住費等の負担増になることから、低所得者への配慮が必要です。

○目標 4 地域支援体制の構築

施策Ⅷ 地域生活支援（地域ケア）体制の整備

少子高齢化や、一人暮らし等の高齢者の増加などにより、家族や行政、介護サービス事業者等の関係者だけでは、高齢者を支えきれなくなってきたおり、地域全体での支援体制を構築する必要があります。日常生活圏域を単位とし、地域包括支援センターを中心とした環境整備や連携強化により、地域生活支援（地域ケア）体制を整備します。